

京都市消防局訓令乙第11号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第8条を第11条とする。

第7条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第10条とする。

第6条第2項中「第2条第4項」を「第3条第4項」に改め、同条を第9条とする。

第5条の2各号列記以外の部分中「第5条の3第1項」を「第7条第1項及び第3項」に改め、「の各号」を削り、同条第4号中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(給料月額調整時期)

第8条 条例第8条に規定する別に定める日は、育児休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（京都市職員給与条例施行細則第13条第1項に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日とする。

第5条を第6条とする。

第4条第2項中「第2条第4項」を「第3条第4項」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条第2項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(育児休業計画書による再度の育児休業に係る子の養育の方法)

第2条 条例第3条第4号に規定する別に定める方法は、法その他の法律による育児休業及び所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

第1号様式中「第2条及び第3条関係」を「第3条及び第4条関係」に改める。

第2号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第2条」を「第3条」に改める。

第3号様式中「第4条及び第7条関係」を「第5条及び第10条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第4条」を「第5条」に、「第7条」を「第10条」に改める。

第4号様式中「第6条関係」を「第9条関係」に改め、同様式注以外の部分中

「

請求者以外の子の親	氏名	
	子との同居又は別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
託児の様態	<input type="checkbox"/> 託児施設 () <input type="checkbox"/> その他 () 託児時間 時 分～ 時 分 託児時間 時 分～ 時 分	
通勤時間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む。)	

」

を

「

請求者以外の子の親	氏名	
	子との同居又は別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

」

に改め、同様式注3中「又は託児の様態及び通勤の状況以外の事由により部分休業を必要とする場合」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)